

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (5) (令和5年1定)			
日 時	令和5年 3月 7日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時17分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、横尾・高橋（龍）・酒井・中村（吉宏）・ 中村（誠吾）・川畑・山田各委員		
説明員	総務・財政・生活環境・福祉保険・こども未来・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、山田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が高橋龍委員に、秋元委員が横尾委員に、松岩委員が山田委員に、高野委員が酒井委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、自民党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

公明党。

○松田委員

◎医療的ケア児について

最初に医療的ケア児のことについてお聞きいたします。

たんの吸引や人工呼吸器などの管理が日常的に必要な医療的ケア児とその家族に対する支援をする法律が令和3年9月に施行されたことに関連し、私は令和3年第3回定例会において種々質問させていただきましたが、この法律が施行されてから1年半近くたちましたので再確認の意味で質問させていただきます。

小樽市における支援の対象になる子供の人数は令和3年8月1日現在で13名ということでしたが、支援の対象はその後どのように変化したのか、現在の人数をお示ししていただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

小樽市内の医療的ケア児の人数でございますが、その後、高校卒業ですとか、市外転出、また新たに医療的ケア児の対象となった方もいらっしゃるようで、今年の2月末現在ですけれども12名の子供が医療的ケア児というふうに認識しております。

その内訳でございますが、未就学児が6名、特別支援学校の小学部が2名、特別支援学校の中学部が1名、特別支援学校の高等部が3名となっております。

○松田委員

結構増えているんですね。

それで、同じく御答弁では今後、医療関係や事業所などで構成する、意見交換及び情報共有を図るための検討会議を設置し、支援策とともに必要な予算や人材の確保について検討するという御答弁でしたけれども、検討会議はいつ設置され、どのような機関や事業所の職員で構成されているのか、お示ししていただきたいと思います。

その上で、今までに検討会議は何回開催され、どのような支援策を検討したのか、その内容と検討結果についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

検討会議でございますが、小樽市医療的ケア児及びその家族に対する支援検討会議という会議を設置いたしまして、令和3年9月7日に第1回目の会議を開催したところでございます。

委員の構成ですけれども、医師が1名、医療機関に勤務する者1名、訪問看護ステーションに勤務する者1名、居宅介護事業所に勤務する者1名、児童福祉施設に勤務する者2名、障害児団体関係者1名、医療的ケア児コーディネーター2名、関係行政機関といたしまして特別支援学校の職員が1名、そのほか市役所の福祉保険部、こども未来部、保健所及び教育委員会の関係課長で構成されております。

開催回数でございますけれども令和3年度は2回開催いたしまして、4年度は対面及びリモートでの開催が1回、

書面開催が1回となっておりますけれども、3月中にあと1回の開催を予定しているところでございます。

検討内容でございますが、医療的ケア児が日中活動を行う場所へ訪問看護ステーション等から看護師等を派遣する制度につきまして、派遣が可能な場所ですとか、訪問看護ステーション等への委託料の考え方、利用者負担の在り方や医療的ケア児の保護者への意向確認の方法等を御検討いただき、令和4年10月から保育所や障害児通所施設等の医療的ケア児が通う場所への訪問看護師等の派遣事業を開始したところでございます。

○松田委員

いろいろ検討されているということですね。

それで聞くところによると、支援法施行から1年たっても道内の保育所では看護師の確保が進まず、医療的ケアを必要とする子供の受入れが進んでいない状態と聞いておりますが、小樽市では看護師が確保され、医療的ケアが必要な子供の保育所での受入れが可能になったのかどうか。小樽市における現況をお聞かせいただきたいと思いません。

○（こども未来）子育て支援課長

新年度予算で保育所に通う医療的ケア児に関する事業を計上しておりますけれども、この事業の内容についてはなのですが、これは現在、保育所に通っている子供で、医療的ケアを必要とする場合にその通っている保育所に看護師を派遣する内容となっております。

したがって、看護師が確保され、受入れが可能になったかどうかということにつきましては、現状では保育所に看護師が常駐していて医療的ケアが必要な子供をどなたでも受け入れられるという内容にはなってはございません。

○松田委員

とにかく確保してほしいと思うのです。

それで看護師確保についての責任は、子供を預かる保育所にあるのか、それとも行政が責任を持って確保に動き、看護師を医療的ケアが必要な子供が入所を希望する保育所に派遣するのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

御質問は保育所の看護師確保の責任ということではございましたけれども、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、通称医療的ケア児支援法では国や地方公共団体のほか、保育所や学校の設置者等の責務を定めておりますので、私からまとめてお答えさせていただきます。

医療的ケア児支援法では、保育所や学校等はそれぞれの施設を利用している医療的ケア児に対しまして適切な支援を行う責務を有すると規定されてございます。ただ、先ほど委員から御指摘もありましたように、看護師の不足が現状にございまして、保育所や学校等で看護師の確保が難しいという状況が続いております。そのため導尿など比較的短時間の医療的ケアで対応可能な子供に対しては訪問看護ステーション等から時間単位で看護師を派遣するという事業を今回始めたというところでございます。

○松田委員

確認なのですが、1人の看護師が受け入れられる医療的ケア児は何人までということでは人数に基準があるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

1人の看護師が対応可能な子供の人数ということではございますけれども、本市では同様の事業を行っております他市の状況などを参考といたしまして要綱で基準を定めてございます。その中では、同一の保育所とか幼稚園等の事業所に2人以上の医療的ケア児がいる場合、看護師1人の派遣に対しまして医療的ケア児は原則2人までというふうに決めております。ただし、1回の看護師が派遣される時間が2時間以上の場合は、医療的ケア児を4名まで

見ることができるものとしてございます。

○松田委員

基準を聞きましたけれども、小樽市では今、看護師がまだ決まっていないということなのですが、何人まで受入れが可能なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケアを必要とする子供につきましては、病状ですとか、障害の程度、必要な医療的ケアの種類、それから回数など子供によってそれぞれ異なっていること、また、保育所等の受入れ側の体制が整っているかどうかにもよりますので、何人まで受入れ可能かということは現時点ではお示しすることは難しいものと考えてございます。

○松田委員

参考までに伺いますけれども、医療的ケアを要する子供が保育所入所を希望する場合は入所を希望するその保育所に看護師を派遣するのか、それとも地域的な配慮は関係なく看護師が確保されている保育所を選択することになるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

現状では常時看護師を配置しまして、医療的ケア児の受入れが可能な保育所は市内にございませんので、医療的ケア児の保育所等の入所先の決定に当たりましては、医療的ケア児や保護者の御意向を丁寧に確認し、保育所等の受入れ体制も確保した上で看護師等の派遣を行うということになると考えております。

○松田委員

あと医療的ケアが必要な子供を持つ御家庭に対しては、その子供や家族に対し、どのような支援が必要なのか、個々のケースで違ってくると思いますので気軽に相談できる窓口や各機関の連携を促すコーディネーターが必要だと思いますけれども、小樽市ではどのような体制になっているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

障害を持った子供が障害福祉サービス、それから児童福祉法の障害児通所支援の施設などを利用する際には障害児の相談支援事業所でまず相談していただくことになってございます。そのため市内の複数の相談支援事業所では、北海道が行います医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受けて医療的ケア児等コーディネーターという資格を取った職員が複数の事業所にいらっしゃいます。

また、市役所でも福祉総合相談室の職員1名が北海道の研修を受けまして、医療的ケア児等コーディネーターの資格を取得しましたので、これまで以上にきめ細やかな対応が可能になっていると考えてございます。

○松田委員

◎病児保育について

これに関連して伺いますけれども、病気により集団生活が困難な子供を、保護者の仕事などにより家庭で保育できない場合に預かってくれる病児保育施設がありますけれども、これは事前登録が必要とのことですが、現在の登録人数を年齢別にお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

昨日時点で申し上げます。利用の対象は1歳からとなっておりますけれども、登録自体はゼロ歳の子供もおりますので年齢別に申し上げますと、ゼロ歳が1人、1歳7人、2歳10人、3歳12人、4歳16人、5歳17人、6歳10人、7歳7人、8歳6人、9歳がゼロ人で、10歳1人、11歳1人、12歳1人の合計89人となっております。

○松田委員

また、この施設では最長何日くらいまで預かってくれるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

1回の診断につきまして、連続して7日間まで預かることが可能となっております。

○松田委員

また、病児保育については、今までは住民税課税世帯については利用料の負担がありましたけれども、4月から完全無償化の予定となっていると聞いておりますけれども、参考までに登録者の課税、非課税の人数の内訳をお示ししていただきたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

先ほど申しあげました登録者89人の内訳で申し上げますと、課税世帯が83人、非課税世帯が6人というふうになってございます。

○松田委員

なお、この病児保育施設では医療的ケアを必要とする子供も預かっていただけるのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

病児保育を実施している施設には看護師も配置されておりますので、技術的にはお預かりすることは可能なのですが、受入れに当たりましては医療的ケアの内容も様々でございますし、また、子供の年齢やコミュニケーションが取れる子供なのかどうかといった、子供の状況も確認して、施設側で安全にお預かりすることができるかどうか個別に判断することとなります。

○松田委員

ともあれ、これからはとにかく障害があってもなくても子供たちが生まれてきてよかった、また、子供を産んでよかったと思える世の中にしていただきたいと思います。医療的ケア児についてはこれからいろいろまだ課題があると思いますけれども、その点についてしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○横尾委員

◎9価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて

それでは、私からは9価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについてお伺いいたします。

昨年の第4回定例会でもお聞きしましたが、9価HPVワクチンがヒトパピローマウイルス、子宮頸がんの予防に非常に有効だと聞いておりますけれども、これについてまだ国の見解が見えていないという部分もありましたので改めて確認させていただくものです。この9価HPVワクチンの接種をめぐる動向についてお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

9価HPVワクチンなのですけれども、4月から定期接種に加えるということで国の方針が示されております。現在、定期接種にするに当たって、例えば2価HPVワクチンとか4価HPVワクチンとの交接種の考え方ですとか、接種間隔ですとか、やはり幾つか整理しなければならない事項がございまして、現在、それについての検討が厚生労働省の厚生科学審議会などで議論が継続されているところになります。したがって、最終的なものはまだ示されていないという状況でございます。

○横尾委員

前にもお願いした部分ですけれども、これ4月から定期接種に加わるということですが対象者への通知というのはどのように考えているのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

4月から定期接種化するという方針は示されております。

それで国の方針が決まりましたら、全ての対象者に郵送で個別に通知をするという方向で現在検討しております。

○横尾委員

それでは、対象者となる年齢を過ぎてしまったキャッチアップの方に対してはいかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

定期接種のほかにキャッチアップの対象者にも通知をするということで考えております。

○横尾委員

対象となる年齢だけではなくて受けることができる方、全員という形でもよろしいか、最後に確認させてください。

○（保健所）保健総務課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○横尾委員

2価HPVワクチン、4価HPVワクチンだけでもどちらを打つかというところで事前に通知されてなければその場で判断しなければならないという部分は大変なことです。事前にしっかり確認していただいた上でどのワクチンを打つかというところが確認できるためにはしっかり全員に郵送していただくというのは非常に有効だと思いますので、よろしく願いいたします。

◎デジタル化に伴う高齢者対策について

次に質問を変えまして、デジタル化に伴う高齢者対策についてお伺いいたします。

今回シニアスマホ教室開催事業費というのが予算に計上されておりましたが、デジタル化が進む中で高齢者を取り巻く現状はどのようになっているとお考えなのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

デジタル化における高齢者の現状につきましては、近年デジタル化が進み、スマートフォンやパソコンを活用して情報収集や各種手続などが行えるようになってきておりますけれども、特にスマートフォンの部分につきましては御高齢の方についてはなかなか使いこなせていないですとか、不安を抱えている方、そういう方が多いと考えてございます。

○横尾委員

ちなみに改めて確認ですけれども、今回シニアスマホ教室ということでシニアを対象にということですが、実際に小樽の高齢者というのは今何人いらっしゃるのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

令和5年1月末現在ですけれども、60歳以上の人口ということでお答えいたしたいと思っておりますけれども、5万2,199名でございます。

○横尾委員

5万2,199名がいらっしゃる中で、こういった施策を始めるということですが、よく言われているのは、やはりデジタルデバインド、格差が表れているよということでもいろいろな問題が発生している中で、その対策として考えられたのかと思うのですが、こういったデジタルデバインド、格差を解消する対策というのはどのようなものがあるか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

御高齢の方のデジタルデバインド対策という部分で申し上げますと、まずはそういうデジタル化という部分でスマートフォンとか、パソコンを使う場面が多いと思うのですが、スマートフォンの使い方とか、そういう部分をまず覚えていただいて積極的に活用していただけるようにという部分だと考えてございます。

○横尾委員

全体的ないろいろな対策がある中で今回シニアスマホ教室ということだったと思うのですが、そのほかに何かないのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

ほかにスマートフォン教室とか以外で考えられるものというのは、やはり広く知っていただくという周知ですとか、そういう動きもあるのかと思います。

○横尾委員

この格差が広がっている原因だとか、そういったものを考えていらっしゃるのかと思うのですが、高齢者のデジタルデバインドという、この格差が発生している現状を鮮明に表しているのが、デジタルデバイスの保有率の低さだと言われております。平成29年に総務省が行った調査だと高齢者のモバイル端末の所有率というのは60歳代が86.9%、70歳代が67.6%、80歳代が40.3%となっております、20歳代から50歳代の若年層が90%以上を超えているので格段に低い保有率だというふうになっております。

ですので、この高齢者が5万2,199名いますけれども、そもそもデジタルに興味がない人、必要性を感じていない人への対策というものも必要になってくるのかと思うのですが、それは先ほど言ったような対策の中で何か思い浮かぶものとか考えているものはありますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今、委員がおっしゃるデジタルになかなか興味がない、関心がない方への対策というのは、現時点では特段考えているものはございませんけれども、今後課題にはなってくるのかと思っております。

○横尾委員

今、市で特に考えているものはないという部分ではあると思うのですが、高齢者と一くりに言っても状況が様々違って、いろいろな対策があるのかと思います。その中で、今回小樽に必要なものはシニアスマホ教室なのだということで選んだと私は信じているのですが、その辺の検証だとか目的の部分がどうなっているのかというのをこれから聞いていきたいと思っております。今回予算で上がっていたシニアスマホ教室開催事業というのがありましたけれども、まずこれの対象をもう一回確認させてください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

このたびのシニアスマホ教室の対象は、市内在住の60歳以上の方を対象としてございます。

○横尾委員

まさに先ほど言った1月末の数字ですけれども5万2,199人が一応対象の中に入っているのかと思います。

そして、この開催の目的はどのようなものですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

こちらにつきましては先ほど御答弁させていただいた内容と若干かぶる部分がございますけれども、シニア世代の方がスマートフォンの使い方について相談できる方がいないなど、そういうお困りの方に対してまず使い方からいろいろ学んでいただきたいというふうに、そういうことをまず目的としてございます。

○横尾委員

今いろいろデジタル化の関係で国の事業とかがあると思うのですが、これは国の事業を利用しているものなのでしょうか。確認させてください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今回のシニアスマホ教室につきましては、市の単独事業でございます。

○横尾委員

あと、シニアスマホ教室を1年を通じて開催していくと思うのですが、内容、回数だとか、人数だとか、もう一回確認させてください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

シニアスマホ教室の内容でございます。対象者は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、市内複数の会

場で教室を開催したいと思っておりますが、講座は1日当たり3講座、1講座当たり60分ということで考えてございます。

スマートフォンの文字入力ですとか、カメラの使い方とか、そういう部分の基礎的な内容からメールやインターネット、LINEの使い方など発展的な内容の講座などを組み合わせまして、1講座は参加者8名を想定してございます。講師は2名で対応するというように考えてございます。

あと、1日の講座の最後の2時間を利用いたしまして、スマホ相談室ということでスマートフォンの困り事の個別相談、そういうのに乗らせてもらおうと思っております。そちらは一人当たり30分ということで考えてございます。

○横尾委員

それでは、延べ人数になっても仕方ないのかと思うのですが、この事業をフルに活用するとすると、何人の方が受講することになりますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

まず1講座8名ということで、1日3講座ということで考えますと8かける3は24で、それを年間20回、一応、月2回ぐらいのイメージで考えてございますけれども、20回で考えますと480人という形になります。

○横尾委員

先日、ほかの方の質問でもありましたけれども、やはり何回も聞いて確認しなければならないというような特性も高齢者にはありますので、延べ人数が本当の人数にならないかと思えます。実際に60歳以上の方が約5万2,000人もいますので、その中で述べ人数でも480人、4回受けるとして120人になってきますけれども、こういった方がそういったデジタルデバインドでお困りだとか、情報を収集したりだとか、手続きをしたりするのに使いこなせるようになっていくためにはかなりの期間がかかるなど単純に思うのですが、このデジタルデバインドの対策、問題としてある程度目的というか、これだけの5万2,199名がいる中で、今後どういうふうに展開していくつもりなのか、このままいくと時間がかかるというのは今お示ししたと思うのですが、どういうふうに考えているのかは何かございますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今後ですけれども、委員おっしゃるとおり市内の高齢者の人口に対して年間で受けられる方の人数を考えますと何歳ぐらいの方まで一通り教えるかという部分はありますが、それを抜いたにしても単純に考えるならそれなりの時間がかかるなどというのは御指摘のとおりだと思っております。

まず今回、福祉総合相談室で基本的にこのシニアスマホ教室を、第一歩という感じで考えて事業をやり始めさせていただきいところでございますので、そこについては実際に参加される方の御意見だとか、あと、実際に参加された方から、例えば町内会でやってほしいですとか、そういうような御意見がいただいたり、そういうお話を聞いたりしながら次年度以降の展開というのは考えていくことになるのかと思っております。

○横尾委員

今こうやって例えば市民に説明するとしても、シニアスマホ教室をやってどうなるのと言ったときになかなか開けたビジョンというか、そういったものが見えないのかというのがやはり少し物足りない部分かと思っております。課題の整理だとか、目的だとかターゲットは誰にしているのか、先ほど60歳以上の方という話をしていますけれども、やはりそこでは想定されていない部分もあったりするのかという部分で、もう少し明確にどういうふうにしていきたいのかというのをしっかり持った方がいいのかと思っております。

そして、市でこうやって行うにしても1回8名ですから年間延べ480人になりますが、市で単独でやっていくのは少し難しいのかと思うので、今回国の事業を受けなくて市の単独でやっていますけれども、国の事業を受けて進めるという方法は何かあるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

総務省のデジタル活用支援推進事業というものがございまして、その中で地域連携型ということで基本的に、携帯電話の事業者とかが自治体と連携してスマートフォン教室をやるような事業がございまして。実は今年度、小樽市内の事業者でもそれをやっており、皆さんに学んでいただきたいということでお話がございまして、応募はさせていただいたのですが、話に聞くところによると想定以上の申込みがあったということで、選定の結果、残念ながら小樽市については漏れたというふう聞いております。

来年度以降も同じように国でそういう事業があれば、事業者はまた手を挙げてみたいというふうにはおっしゃっているのですが、そこには少し期待したいなと思っています。

○横尾委員

来年度、もし国の事業に選定されたときにはまた変わってくるという可能性があるというのは確認させていただきました。

それで、やはり市だけの力だと、このやり方だと難しいかと思うのですが、福祉保険部では、例えば、介護予防サポーターだとか、認知症サポーターだとかという様々なサポーター制度みたいながあるので、同じようにこのシニアスマホ教室を受講された方をサポーターとして地域に教えていくというやり方もあったのかと思いますし、経験値として、そういうノウハウもあると思うのですが、そういったことは検討されたのか、されていないのかだけお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今回の事業の事業設計に当たって、サポーターとかではないのですが、市内の高齢者団体と少しお話しする機会がございました。そちらで聞いたところその団体内で、少し分かっている人とかが仲間内で教えるような形のスマートフォン教室を開催したという部分で、やってみたのだけれども意外と皆さんの聞きたいニーズになかなか応え切れないですとか、なかなかうまくいかなかったというのを聞きました。それで試験開催で事業者に1回やっていただいて、やはりプロに教えてもらおうと違うね、いろいろな質問に答えてもらえるねというのがあってこのように今回、事業設計をしたのですが、委員おっしゃるような形のそういうサポーター養成などというのも方法の一つではあるのかと思っております。

○横尾委員

そういったほかの団体での経験も一応確認していたということですが、他市でもやっているところはもちろんありますし、全体的にというのは少し難しいと思うのですが、しっかりそのための研修を受けた上でやるのであれば、やはり裾野を広げるという部分が急務だと思っていますので、その部分はいろいろな方法があるのかと思ったので少しお伝えさせていただきました。

今、市でやるという話ですが、やはり民間の力を活用するだとかということも非常に大事だと思いますし、市民の力も活用していくということも大事かと思っています。町内会とかでもいろいろな取組をされている方などがいますし、大学と連携してやっているところもあります。もし分かれば、町内会からそのような、例えばスマートフォン教室みたいなものを町内会でも、やってほしいのだけれどもというような声が上がってきているとか、そういったことはありますか。

○（生活環境）小山主幹

今年度、ふるさとまちづくり協働事業で小樽市総連合町会事務局の協力も得まして、町内会でスマートフォン教室を開催して何人か参加されたということは承知しております。

地域の皆さんからも需要があるということは市としても認識しておりますけれども、今時点では直接、生活環境部にそういった要望はございません。

○横尾委員

市でこういったシニアスマホ教室とかもやりますので、やった感想だとか、ニーズだとかもしっかりこれから把握していただいてやっていただければと思います。私もよく聞くのは、やはりノウハウだとか、どこにつながれば教えてくれるのかだとか、自分たちでやりたいけれどもそのきっかけだとか、つながりがないという部分がたくさんあって、それがあればできるよというところもあると思いますので、そういった連携も踏まえながらぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

結局、今、思うのは、デジタルデバインドによって困っているのかなという部分があるのですけれども、困っている人もいれば先ほど言ったように興味がない人、必要性を感じていない人もいるということで、これは困っているだけではないのではないのかという部分があります。やはり生活をより豊かにするものなのだという視点もあるのかと思うので、福祉だけの話ではないのかと思っています。

今、生活環境部からもお話がありましたけれども、こういった市民生活をよりよくするために福祉だけで考えていくという部分は少しどうなのかと思いますので、高齢者の問題ではありますが、市民生活に関わる部分ですので、縦割りだけではなくてそういった連携も必要かと思うことについてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今の委員のお話ですけれども、おっしゃるとおりだとは思っていますし、まず今回の事業を第一歩ではやらせてもらっていますが、今後、参加いただく方とかのお話とかを伺いながら多分そこでいろいろなニーズも見えてくる部分があるでしょうし、それに対応する、市役所内の関係部署というのは当然出てくると思いますので、そこについては今後さらに連携して取り組めるような形にしていければと考えてございます。

○横尾委員

ぜひお願いしたいと思います。

総務の関係ですけれどもデジタル化も進めています、結局庁内だけではなくて、それに影響するのは市民の方ですので、その市民の方で困っている人をどうするのか、またはその恩恵を受けていない、感じていない人をどうするのかというところはしっかり取り組んでいきたいなと思います。少し私からの提案にもなるかもしれませんが、やはりこういった活用するのもスマートフォン教室だけで使っているのはその場で終わってしまうという部分があって、高齢者にどう継続的に使っていただくかというところが非常に重要になるかと思っています。

そこで、こういったものを覚えるにしても人に聞く機会がないと困る。でも、そこに教える人がいないという部分では、例えばオンライン会議のやり方に特化して伝えるだとか、オンライン会議のやり方さえ覚えれば、そういった講座を用意してあるところにつながれば自分たちで確認できるというようなこともある。高齢者の方の困っている特性だとか、必要な部分をしっかり見極めていく。先ほどの話にもなりますけれどもどういった課題があってどういったことで課題が解決できるのかを、先ほど聞いたところ、シニアスマホ教室と、あと周知というだけの話しか出てきませんでしたけれども、そこをもう少し深掘して行って、60歳以上が5万2,199名いますので、この人たちにより早くこういったデジタル化に伴う対応を取っていただくかというところを必死に考えていただいて対策を取るといことも大事だと思います。

こういった、シニアスマホ教室をほかのところでもやっているというのではなくて、小樽市独自として、これだけの人数に対してデジタル化を急速に進めるという問題の中で必要なものはあると思うので、そこを見極めて進めたい、これを改めて思うのですけれども、これについて最後にお聞かせください。

○福祉保険部長

デジタル化、高齢者支援の部分ですけれども、今、主幹から答弁させてもらいましたけれども、今回高齢者ということで福祉保険部で事業設計させてもらっています。ただ、今までいろいろ御質問いただいた中で、高齢者だけではなくて市民全体いろいろございますが、これから市役所全体もデジタル化が進んでいくと思いますし、先ほど

御指摘ありましたオンライン会議のやり方ですとか、いろいろな方法があると思いますので、そこについてはデジタル推進室とも相談しながらといいますか、連携しながら、いろいろな方法を検討していきたいと思っております。

○横尾委員

高齢者の特性をよく知っているのは福祉保険部だと思いますので、その辺はしっかりと高齢者のことを考えていただいで進めていただきたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○山田委員

◎生活保護申請について

最初に、生活保護申請に関連してお聞きします。

最初に報道によると厚生労働省が、昨年の生活保護の申請件数を発表し23万6,935件と、前年と比べて0.8%の1,858件増、現状分析についてはコロナ禍で実施された特別給付金や特例貸付などの支援が終わり、生活保護を受け手前にいた人たちの生活が苦しくなったのではないかと、こういうふう聞いております。

私は以前から日本は国際的に見た労働者の低賃金、ロシアウクライナ戦争による食糧、エネルギーなど各方面の資源不足、また物価高などがこの部分で影響していると考えています。

そこで、本市のコロナ禍前と現在の生活保護申請状況をお聞きすると、この政府の支援が終わった今、今後本市が行う生活困窮者などに対する支援について、どのようなお考えかお聞かせください。

○（福祉保険）生活支援第2課長

年度でお答えさせていただきます。コロナ禍前の令和元年度は申請件数349件、2年度294件、3年度231件、4年度、これは2月末現在になりますけれども280件と推移しております。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

生活困窮者等への支援につきましては、これまで国や道、それから市が行ってきました給付金等の各種支援措置が順次終了しているところで、現在におきましては物価高騰、それからコロナ禍に対応する個人向けの支援制度というのはございませんが、様々な理由により生活にお困りになられている方は依然として多くいらっしゃいます。

福祉総合相談室におきましては、生活にお困りで相談に来られた方々がどのような支援を必要としているのか、その方の状況に寄り添いながら、また、必要に応じてハローワークですとか、生活保護担当部局等の関係機関とも積極的に連携しながら、活用できる支援の制度、そういったものにつないでいくなどの対応を行っていききたいというふうに考えております。

○山田委員

それでは、この生活困窮者に対して私も本当に生活困窮者の支援については、政府の支援が終わった今各方面にお願いしたいと思っております。そういった意味では、本市に対しても、より一層そういう情報の共有や今後の支援の在り方について考察をお願いいたします。

◎町内会支援について

次に、町内会支援についてお聞きします。

第7次小樽市総合計画の現状と課題では、町内会などの地域コミュニティの維持が懸念されているため、町内会

などの地域コミュニティ活動を活性化していくことが求められていると記載されています。

そこで、本市では小樽市総連合町会の事務局が設置されてから早20年以上たち、他市の状況と言えば、自治体が総連合町会の事務を担っているとも聞きます。このような任意の団体が事務局を兼ねていることは道内でも珍しいと聞いております。

そこでお聞きいたしますが、総連合町会から要望書が出されていると聞いております。要望書について最初にどのような要望なのか、お聞きいたします。

○（生活環境）小山主幹

令和5年度の要望につきましては、総連合町会の会長から市長に出された要望の中でいきますと、令和5年度で市の補助金の引上げということ。それと町内会活動支援助成の新設と、今後さらに顕在化する町内会の抱える課題についての共通認識と課題対策を検討する場の設置という要望が出ております。

○山田委員

今回、令和5年度の総連合町会補助金が増額提案されております。その措置については1年限りと聞いております。今後の予算の対応についてお聞きすると、先ほどお話しした総連合町会事務局の在り方についても本市の考え方をお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

5年度の総連合町会補助金の件で御答弁させていただきたいと思います。5年度の総連合町会補助金につきましては、通常の項目として単位町会補助金、総連合町会運営費補助金、青少年育成活動補助金がございますが、これらに加え、さらに燃料・光熱費等の物価高騰への町会活動支援補助金という形で町内会の世帯数の規模に応じ1万円から5万円の5段階に分けて支出する予定であります。

事務局の在り方についてなのですが、道内でも市のいわゆる町内会の担当が事務局を担当しているところがあるということはお聞きしておりますけれども、他市の状況も調査して、今後、市と総連合町会の意見交換会等を開催する予定もございますので、その中で意見があればお聞きしたいというふうに考えております。

○山田委員

総連合町会の事務局から各町内会に事務連絡が行くと思います。そういった意味では総連合町会の事務局はやはり本当に要なのです。その要がやはりこの市庁舎から離れた場所にある。また、そこは駐車場が少ない、休館日もある、そういった意味では全く不便な点がある。メリット、デメリットはあるとは思いますが、できればそういうような事務局の場所についても私は個人的に本庁舎にあったほうが各町内会の方々も利便性がいいなと思っています。

少し質問を変えて、今回アンケートを作成し、各町内会に聞いたと思います。そのアンケートの集約について何点かお聞きします。

まずこの回収率やスマートフォン、パソコンを使った回答はあったのか、返信方法や数はどのような形であったのかお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

今回のアンケートは総連合町会に加入する148町内会を対象としております。そのうち121町内会が回答されました。インターネットによる回答は18件ございました。

○山田委員

121町内会の回答があり、そのうち18件がパソコンやスマートフォンを使った形で回答があったということです。

これについては生活環境部では多いと思うのですか、少ないと思うのですか。

○（生活環境）小山主幹

回収率といたしましては81.8%ということで、かなり御協力いただいたというふうに判断しております。

○山田委員

それで、そのうちの回答の中で18件、パソコンだとか、スマートフォンでも回答があったということですが、その部分はどうですか。多いと思いますか、少ないと思いますか。

○（生活環境）小山主幹

なかなか判断できないのですけれども、最初は、紙ベースでやってみようということで考えていたのですけれども、こういったシステムも市で入っておりますのでテスト的にやってみたのですけれども、皆さんきちんと回答していただいていますので、そういう点では、先ほどのスマートフォンのことでもないのですけれども今後、こういった形で紙媒体ではなくてスマートフォンとかインターネットでやるということもどんどん取り入れていったほうがいいということは考えております。

○山田委員

こういう回答がスマートフォンとか、パソコンを使える方、また、そういう機材がある町内会がいいと思うのです。

それで、今回このアンケートを作成した中で、町内会にこういうようなパソコンだとか、Wi-Fi環境だとか、そういうような使える部分の質問項目というのはあったのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

特に項目的にはないのですけれども、例えば御意見等をいただくところがありますのでそういった形で整備をしてほしいというようなことはあったかと思いますが、そういう予算の関係とか、補助金の増額のこととかで要望がありましたので、そういった形で活用になるのかというふうに思っております。

○山田委員

本当にそうです。そんなに安いものではないですから、やはりある程度そういう町内会館があって、そういう環境があって実際にそういう機材がある、そういうところではないとなかなか回答もしづらいのかと思っています。

先ほど横尾委員からも高齢者のデジタルデバインドについていろいろと質問がありました。町内会の人方と町内会の役員と、また、それを取り巻く環境、そういうものが私も必要かと思っています。

そこで第7次小樽市総合計画の基本的な考え方（2）では、「リーダー的な役割を担う人材の育成や活動拠点の提供等、必要な支援の充実」と記載があります。どのような施策を考えているのか、具体的に考えていることがあればお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

現在行っている事業を御紹介させていただきたいと思います。最初のリーダー的な役割を担う人材の育成ということなのですが、こちらは総連合町会に加盟している町内会の会長などを対象としてコミュニティリーダー研修を開催しております。こちらにつきましては先月2月22日に実施しております。

それと活動拠点の提供についてなのですが、皆さんが町内会館を持っているわけではないのですが、市の事業としては所有している町内会館の建設助成金ということで大規模な改修工事につきまして、上限はあるのですが、2分の1補助を実施しております。

また、町内会館がない町内会につきましては、例えば銭函市民センターとか、いなきたコミュニティセンターみたいな公共施設を町内会の会合に使う際に減免する措置をしているというところがございます。

○山田委員

次に、基本的な考え方（3）に、民間企業や大学等との連携について記載がされています。どのようなことを想定しているのか、お知らせください

○（生活環境）小山主幹

民間企業という形ではございませんけれども、先ほど少し御答弁しましたが、令和3年度と4年度にふるさとま

ちづくり協働事業に採択された団体が総連合町会にも協力していただいて、地元の町内会館で大学生が主となってスマートフォンの操作をする教室を実施したということもございます。

そのほかに先ほどのコミュニティリーダー研修につきましては小樽市と総連合町会、さらには市と包括連携協定を締結しています北海道科学大学が共催となりまして、コミュニティリーダー研修を実施したという実績もございます。今後こういった形がまた継続できれば、いろいろな講習とかに反映できればいいなというふうには考えております。

○山田委員

その部分はよろしく願いいたします。

次に町内会への回覧物についてお知らせしていただきたいと思います。これについては市の部署別、また何種類あるのか。あわせて、町会活動支援員制度について進展はあったのか、その2点をお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

令和3年度の実績なのですけれども、全部で11の部がございまして令和3年度全部で50件ございました。特に多かったのが例年に比べますとやはり保健所が多いのですけれども、新型コロナウイルス感染症の周知関係ということでこちらが多かったということが3年度で分析されると思います。

それと町会活動支援員制度の件ですけれども、今の時点ではございませんが、この町会活動支援員制度のほかにも市からの支援について今後、総連合町会と意見交換を行う際に制度の在り方についてもやはり御意見をお伺いしていきたいというふうに考えております。

○山田委員

そうですね。11部で50件ということは1週間に1回は回覧物が町内会に行っているという計算になります。

1点だけ聞きたいのは、町内会館を持っていないところは町内会長のお宅に直接届くということでもいいのですか。

○（生活環境）小山主幹

こういった回覧物につきましては会長の御自宅に送る場合と、例えばそういう回覧板を当番していらっしゃる部長とか、そういう窓口の方に送っていただきたいという2種類がございまして、それは総連合町会から指示がございまして、この町内会は会長宛、この町内会は当番の方ということで指示いただいております、それに合わせて送るようにしております。

○山田委員

本当に市も大変だと思います。その宛先がいろいろあるというのが分かりました。

それではこの項、最後に、各町内会でも同様な状況の中、この人材不足を補う課題や町内会に期待する今後の課題があると思います。その点どのように本市でお考えなのか、お示しいただいてこの項は終わりたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

直接お話を聞くこともございますし、市の会議等でお話を聞くこともあるのですけれども、町内会の加入世帯が減少している、役員の高齢化、成り手不足など町内会の運営に支障が出ているという話は私どももお聞きしております。それで業務の負担軽減なども少しの対策になると思っておりますので、こちらにつきましてはもう少し総連合町会のお話を聞いた上で、市でどのような支援ができるのか、町内会がどのような支援を求めているかということも把握した上で支援策とかを考えていきたいというふうに考えております。

○山田委員

◎ワクチン対策について

新型コロナウイルスワクチン接種対策本部にお聞きします。

最初にお聞きするのは4月以降のワクチン接種について、厚生労働省は2月22日に全額公費負担の臨時接種を1年延長し来年3月までと決めたとも聞いております。この臨時接種を1年延長する内容や目的、対象や基本的な事

項については、また予防接種・ワクチン接種分科会を開催して詳細を決めるとも聞いています。

そこで、この大まかな方針や目的、努力義務を分かる範囲で聞かせてください。例えば努力義務について、接種券の配付、接種の回数、リスクの高い人にはどうするのか、また乳幼児や子供について、そしてワクチン接種について希望する方がいればどうするのか、公費負担についてそれぞれお聞かせください。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

令和5年度からのワクチン接種につきましてですが、22日に開かれました国の予防接種・ワクチン接種分科会の方向性につきましては現在のところ接種方針は、まず重症者を減らすということが挙げられておりまして、ただ、重症化リスクが高くない者であっても重症者が一定程度生じており、接種機会を確保することが望ましいとされておりまして。

また、子供や乳幼児につきましては、接種開始からの期間が短いため接種期間を延長するという事になっておりまして、令和5年度いっぱいの1年間、特例臨時接種を自己負担なしということで延長するというふうになっております。

接種の対象者、タイミングにつきましては令和5年の秋冬、9月から12月に追加接種を1回行う。ただし、重症化リスクの高い者及び重症化リスクの高い方が集まる医療機関や介護施設等に従事する者については、春から夏の5月から8月に追加接種を1回行うとされておりまして。

使用するワクチンにつきましては、春夏はオミクロン株対応2価ワクチンを基本としつつ組換えタンパクワクチン等も使用可能とするとされており、秋冬につきましては今後検討するとされておりまして。

また、努力義務が今適用されておりますが、努力義務になる方とそうではない方に分けていくということで、高齢者と基礎疾患等がある方につきましては努力義務を適用する、それ以外の方につきましては努力義務を適用しないというようなことが話し合われております。

○山田委員

最後に確認ですが、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変わった場合、私は、レベルが下がるため接種する数は減るのではないかと考えています。正式に発表されていませんが、引き続き政府が同様に予算措置をすると思っています。

現在、首都圏ではこの新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場も今月末で縮小と聞いております。そこで本市の状況をお聞きしますが、本市の接種業務に当たる体制や場所も含め、引き続き同じように維持していくのか、今後のお考え等をお聞かせください。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

接種体制につきましては、これまで医療機関における個別接種、高齢者施設等における巡回接種、また、集団接種を実施しておりましたが、昨日北海道から補助金の見直しがありますということと、それについては3月9日、国の新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会の中で説明される見通しであるという情報がありましたので、その内容をきちんと確認した上で小樽市医師会とも十分相談の上、接種体制をつくっていきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

◎コロナ禍後のマスク着用について

まずコロナ禍後のマスク着用について伺ってまいります。

3月13日からマスクの着用が個人の判断に委ねられることになってくるのですけれども、これについて代表質問で小樽市の対応はどうするのかということをお伺いをいたしました。3月13日の件の私の代表質問の答弁をもう一度お話ししていただけますか。

○（保健所）健康増進課長

マスクの着用の件につきましてですが、代表質問の際の御答弁につきましては、今回の国の決定を市民の皆さんや事業者の方々へ市のホームページなどを通じてお知らせするとともに、現在、北海道では組織としての対応を整理していると聞いておりますので、本市としては、今後北海道の取扱いを参考に市有施設での対応を決定してまいりたいということで御答弁さしあげてございます。

○中村（吉宏）委員

市有施設での対応ということで御答弁いただきましたけれども、一般的に皆さんが社会活動をする際にどういう対応をとっているところはどのように考えているのかお示しいただけますか。

○（保健所）健康増進課長

国の事務連絡では、今後、行政が一律にマスクの着用をルールとして求めていくのではなくて、来週ですが、3月13日からのマスクの着用につきましては個人の判断に委ねることを基本にするというところで、また、医療機関を受診するときですとか、高齢者の集まる施設に行くときですとか、あと通勤ラッシュのときですとか、そういうところに行くときについてはマスクの着用を推奨すると。また、重症化リスクのある基礎疾患をお持ちの方ですとか、妊婦の方ですとか、そういう方については自分の体を守るためにマスクを着用することが効果的だということを示されてございます。

○中村（吉宏）委員

そういった指針が示されているということで、13日を境に個人の判断でということでありまして、私は例えば人の集まる場所への参加ですとか、そういった場面についても小樽市からも着用を推奨しますよという立場を取っていただきたいなという思いを持ちながらこの質問を用意しているのですが、それで実は今回コロナ禍の関連で、もう一つ着目すべきものがあるなど。インフルエンザの患者数等の資料を本日資料要求しております。

一つは患者数についての資料と、それからインフルエンザワクチンの接種に関する情報を資料要求しましたけれども、この出していただいた資料について概略でよろしいので少し説明いただけますか。

○（保健所）保健総務課長

今回提出させていただいた資料についてなのですが、まずインフルエンザ患者数です。インフルエンザにつきましては法律上、全数報告の義務がございませんので、市内の5か所、定点というのですが、定点から報告のあった数を集計したものでございます。数字的には御覧のとおりなのですが、コロナ禍が始まってからは件数が少なくなっているかという感じがします。

それから、高齢者等インフルエンザ予防接種者数なのですが、インフルエンザの予防接種について市で制度として実施しているのは高齢者の方、対象者をお示ししたとおりなのですが、この対象者に限定して市の制度としてインフルエンザの予防接種を行っております。ですので、これ以外の方の接種状況というのは市では把握しておりません。

数字はお示ししたとおりなのですが、数字的には堅調に推移しているかというふうに思うのですが、ただ、若干の人口減少という部分もあることを考慮すると少し増えている感じに見えます。

○中村（吉宏）委員

令和2年、3年でインフルエンザの患者数は激減をした。ただ、接種者に関しては少し増加傾向にあるけれども2万人台をキープしているというところで、これはもちろんマスクの着用は義務とは言わないまでも着用してくださいという風潮の中で反射的效果といいますか、副次的といいますか、インフルエンザの感染者数が激減をしたということは大きく着目する点なのかと思うのです。

先ほどマスクの着用を今後も推奨をされてはどうかという考え方を示しましたが、まだ小樽市も新型コロナウイ

ルス感染症の感染者がゼロになったわけではないので、こういった点も併せて市民の皆さんに引き続き感染予防の推奨を小樽市としても行っていただきたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

小樽市独自の取組としてということで御質問いただきました。インフルエンザの感染対策も新型コロナウイルス感染症の感染対策も同様のところでマスクの着用だとか、あと換気ですとか、手指消毒、手洗いの部分が重要であるということはあるのですが、国が事務連絡で示しているマスクの着用は各個人に判断は委ねますよというところの大前提がありますので、市としてマスクを着用することを求めていくというような独自の取扱いを進めていく予定は考えてございません。

○中村（吉宏）委員

今求めていくという言葉がありましたけれども、つけてくださいとか、それはもちろん強制はできないですし、つけてくださいということではなくてマスクの着用をお勧めしますよという程度の今後の感染予防の注意喚起というようなことも衛生上必要なのかなと。今、手指消毒や換気などというお話もありましたけれども、インフルエンザの感染予防も含めてこういった注意喚起というか、PRというのは市民の安全を守るために有効なかなと思うのです。あくまでも強い意味ではなくて推奨という、お勧めしますよといいますか、そういった感じなのですか、いかがでしょうか。

○（保健所）次長

マスクの着用等、基本的な感染対策ということでございますけれども、やはり先ほどから申し上げておりますとおり国が示した考え方に基づくということがまず大前提になると思いますし、その中においてマスク着用が推奨される場面も示されております。医療機関受診時ですとか、高齢者施設訪問時、あと通勤ラッシュの電車、バスの中、こういったことが示されておりますので、こういったことを市民の皆さんに着実に伝えるということはしていく必要があると思っておりますけれども、これ以上にいうところではないのかというふうには思っております。

○中村（吉宏）委員

小樽市としてはそれ以上に特に何か推奨したりとかということはないのだという立場ということで確認してもよろしいですか。

○（保健所）次長

国できちんと考え方を示されておりますので、この内容をしっかり市民の皆さんに伝えていくということを考えていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

いわゆる追加で何か小樽市が市民の皆さんのことを考えてやることはないのだということで確認をいたしました。

◎コロナ禍後の対応について

次に、コロナ禍後の対応について伺いたいと思いますが、今回も代表質問の中でアクリル板の件を質問いたしました。公共施設のアクリル板は感染再拡大などの不安があるので当面設置を続けるということでありましたけれども、片や民間事業者、飲食店、物販店等については国や北海道から通知がないから現時点で市はその処分に對する指導や処分費用も支援しないという考え方が示されております。

一旦は感染対策に備えて保管してほしいということでもありますけれども、これを実際に保管するにしても場所も取るし、処分するにしてもこのアクリル板というものの処理は、どういう手続を取るのかという問題があると思うのですが、まずこの処理についてどのようにすればいいのか、少し詳しく説明していただけますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

アクリル板の処理につきましてはアクリル板はプラスチックでできておりますので産業廃棄物となります。

事業者から出る場合は必ず事業者の方が産業廃棄物処理業者と契約しなければなりませんので、契約した結果、その産業廃棄物処理業者がどういうふう処理しているかを確認するという義務があります。ですから、通常であれば廃棄物が最後どのように処理されているかを事業者でも把握していただいて、適切に減量しながら処理していただくように廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃棄物処理法でもなっております。

○中村（吉宏）委員

アクリル板の処理をするときには、廃棄物として出すその事業者が産業廃棄物処理業者にどのような処理になるのかというのを確認をして進めていかなければならないのだという認識なのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

廃棄物を処理する際には、事業者は最後にどのように廃棄物の処理が終わっているかというのは確認しなければいけないことになっておりますので、それぞれの事業者が処理業者に聞けば最後にどうなっているかというのを多分教えていただけたらと思うのですが、それも踏まえて産業廃棄物処理業者にお願いするようにしていただいていると思っております。

○中村（吉宏）委員

よく理解できないのですけれども、先ほど産業廃棄物処理業者からどういう処理をするのか情報をもらえるという話ですけれども、いわゆるアクリル板を出す飲食店や物販店の事業者が追跡をしなければ、そこまでしなければならないものなのか。引き渡して処分をお願いして終わりという話ではないと認識したのですけれども、それでいいのかというのが1点と、それから、その処理のてんまつを例えば産業廃棄物を出した事業者がどこかに報告をするような義務というのはあるのですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

廃棄物処理法では自分の出したごみが最後どうなっているのかは事業者で把握しなければならないことになっております。

また、届出の義務はないですが、一部、マニフェスト、産業廃棄物管理票というのを出さなければいけないことになっておりますので、それで把握することになっております。

○中村（吉宏）委員

そのマニフェストというものをもう少し詳しく説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

産業廃棄物を出す際には、事業者は産業廃棄物管理票というのを出して処理することになっておりますので、それで最後にどのように処理されているかを確認することになっております。

○中村（吉宏）委員

アクリル板の話に戻るのですけれども、アクリル板が最終的にどんな処理をされているかというのを事業者はきちんと一定の記録を残しておかなければならないのだと。アクリル板に関しては廃棄した事業者ごとに処分の方法が変わるということにもなるのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

アクリル板は先ほど言ったようにプラスチックでできておりますので、プラスチックのリサイクルにつきましては皆さんも御存じのとおり幾つか方法があるので、頼んでいる産業廃棄物処理業者によっては違う方法を取っている場合もありますが、それはそれぞれ把握していただければと思っております。

○中村（吉宏）委員

幾つかの方法があるのだと。その処理の方法が、どうなのかというところはいいとしても、大体その処理にどのぐらいの費用がかかるのか、一定の単価を示しながら少し御説明いただけますか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

今回質問いただいた件で1社しか聞いていないのですけれども、1トンで5万円かかるというふうに聞きました。それはアクリル板の状態によるので、アクリル板がどういう状態か、例えば汚れているとか、きれいだとか、そういうものでまた値段も変わってくるのですが、そのようにお聞きしました。

○中村(吉宏) 委員

今、1トン5万円という、処理にかかる一定の金額が出ました。これはいわゆるアクリル板を廃棄物として出す事業者、飲食店や物販店が負担をしなければならないという認識でいいのでしょうか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

今のところ現時点では国からも道からも通知等がないので、今の状態ではそのように事業者の負担となります。ただ、事業者が産業廃棄物を処理する際には普通は年間契約をしてらっしゃると思うのです。ですからそれが急に上がるとか、そういうことになるかどうかは産業廃棄物処理業者と相談してやることになると思うので、ケース・バイ・ケースかと思っております。

○中村(吉宏) 委員

今、個別の契約でというお話がありましたけれども、必ずしもそうではない店とかもあると思うのですよ。それで、この処理についても、一つ思うのが、感染対策ということで、それこそ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金だとかこういったものも充てて、アクリル板を買ってくださいと、設置してくださいと、こういうことを、義務まではいかないけれども、そういったことを推奨しながら、感染対策を完璧にしてくれという進め方の下に、行政の要望に応じて設置をしてきたと。ここにきて事業者にも、例えばもう5月で、感染対策が終了しますから処分してくださいね、有料ですよというの、いかがなものかと思っておりますし、事業者たちも行政は何かしてくれないのかとやはり困惑をしている部分もあるのですよね。

今、国や道の方向性といいますか、通知等がないということが一つ挙げられていますけれども、これについても対応、対策を逆に市町村レベルから国に求めていくことも必要なのではないかと思いますけれども、この辺の認識についてはいかがでしょう。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

新型コロナウイルス感染症対策で購入されたアクリル板については、事業者からしたら、新型コロナウイルス感染症対策で買ったのという思いがあるかとは思いますが、ごみ減量推進課の立場といたしましては、これは本市だけの問題ではなくて、ほかの自治体でもある問題かと思っておりますので、国や北海道とかの動向を見ながら判断していきたいと考えております。

○中村(吉宏) 委員

今、ごみ減量推進課という原課の見解ということで、小樽市の見解としてそれがいいかどうかということも併せて伺いたいのですけれども、小樽市もゼロカーボンシティ小樽市とか、そういった環境配慮を提案している中で、こういった廃棄物がプラスチックとしての一定の処理はされるということでしょうけれども、きちんとした対応というのはやはりやってほしいですし、もっと言うと、ほかの自治体に先駆けてしっかりとリードしていくとか、態度を示していくことも、行政として、必要なのではないかと私などは思います。

それも突然はできないでしょうし、予算をつけるという話ではなくて、国や道に、こういった話が挙がっているという課題提起をして進めていくということは、これからの行政、市民等との信頼関係も含めて必要なのではないかと思いますけれども、小樽市としてはどういう見解なのかということをお聞かせいただけますか。

○生活環境部長

今、担当の課長から話がありましたけれども、基本的には事業活動から生じた、いわゆる産業廃棄物になりますので、事業者が責任を持って処理をするという基本的なルールがあります。

今言ったアクリル板については、今回、全国的なそういった状況になりますので、要はこういったようなことが、今後課題になるですとか、あとは、道内的なもので言えば、担当の北海道市長会環境主管者会議みたいなもので、意見を言う場もありますので、そういった中で、意見を出すですとか、課題になって、その課題が大きくなった場合には、多分、国だとか道とかに、意見を述べていくとか、そういうようなことも想定できますので、まずはその情報収集ですとか、そういったものも含めながら判断をしていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

今、事業活動から生じたごみなのだという話ですけれども、これは通常の事業活動から出たものではなくて、あくまでも特殊な環境で事業活動を行ってきた結果で出たごみなので、その辺もぜひこれからの訴えかけをしていく際に御配慮いただきたいと思えます。

◎ふれあいパスについて

次の質問をしますけれども、ふれあいパスについてなのですが、現在、令和4年度の事業執行をしていると思えますけれども、現在把握されている、事業を行っていく上で、執行していく上での市の負担の状況をお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今年度、令和4年度のふれあい回数券、バスの部分ですけれども、今年の1月末現在で、販売冊数としては10万4,858冊、販売してございます。それに市負担が、半分で1冊当たり1,200円でございますので、それを単純に乗じますと1億2,582万9,600円になります。

○中村（吉宏）委員

今一つ見えているのが、事業予算が増加している傾向にあるというところで、現在のものから将来的に見直しを進めていくに当たって、本会議でも提案しましたが、ふるさと納税とか、思いやり寄付ですとか、そういったもの検討していただきたいという趣旨を、お伺いしようと思ったのですけれども、何か将来に向けて検討していただくような状況があればお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

財源確保という部分になるかと思いますが、そちらにつきましては、事業費が若干増えてはきているというところもお話がありましたけれども、コロナ禍で事業を見直ししてから、まだこのコロナ禍がずっと続いているので、事業費が今後どういうふうに移して行くのかというのはまだ見通せない部分がまずございます。

財源確保の部分につきましては、委員おっしゃるような御提言とは思っていますけれども、ふるさと納税ですとか、例えば特化したような基金だとかというお話でございますので、ふれあいパスに特化した基金ですとか、そういうのはなかなか難しいのかというふうには思っています。私たち福祉保険部からすれば、福祉ですとか高齢者施策ですとか、そういう広い観点の財源対策というのは、今後検討する余地はあるのかと思っています。その辺、全庁的な議論というものも必要になるのかと思いますけれども、現時点ではそう考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後3時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎消費生活について

消費生活ということについて、全体の話をしてもらいます。

私はこの間も質問させていただいてきた経過があるのですが、再度お聞きするところもありますので、よろしく願いいたします。

昨年4月1日に改正された民法により、成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられました。このことにより親権者、親の同意なしに自身の判断で契約をしたりできるようになりまして間もなく1年になろうとしています。まだまだ社会経験がない18歳、19歳の若者が、消費者被害に巻き込まれるのではないかと懸念はしておりますが、私が聞いたとき、昨年、小樽市で高校3年生を対象に、消費者トラブルに巻き込まれないような啓発を行ってきたと伺っております。

それで質問いたしますけれども、昨年、実施したような、若年者に対する啓発について、今後はどうお考えになっているのか、お聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

若年者に対する啓発につきましては、昨年と同様に市内九つの高校等に在籍する高校3年生を対象に、成年年齢引下げにより見込まれる消費者トラブル防止のため、消費生活情報誌「くらしのニュースおたる」臨時号及びパンフレットを作成し、配布する予定です。

また、市のホームページでの周知や、市が小樽消費者協会に運営を委託し、町内会や学校などの市内各種団体からの依頼により実施しております、移動消費者教室にて、引き続き若年者の被害防止のための、啓発活動を実施する予定であります。

○中村（誠吾）委員

まずそれをお聞きできて、安心しました。

それで、若年者の消費者教育については今言ったとおり今後も必要ではないかと思っておりますけれども、これからお聞きすることはおさらいのようなことになるのですけれども、次に、成年年齢の引下げによって、変わることに変わらないことはどのようなことがあるのか、改めてお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

成年年齢引下げにより、変わったことにつきましては、親の同意がなくてもクレジットカードを作ったり、ローンを組むなどの契約ができるようになったりしたことが主なものとなります。

また、変わらないことの主なものにつきましては、飲酒・喫煙については従前どおり二十歳までできないこととなっております。

○中村（誠吾）委員

そうでしたよね。二十歳になるということ、私も少し勘違いをしまして、いろいろな、選挙権だとか、たばこは吸えるのかとかとんでもないことを言っていましたけれども、そういうことでした。

次の質問なのですが、特殊詐欺の状況についてお聞きします。

この話はもう毎日聞かされます。それで、物価の高騰など消費者を取り巻く環境は厳しい状況にあるものから、ありとあらゆる、例えばポイント制度を使うだとか、年配の方でも言っていますよね。今、スマートフォンで何々のポイントを使うだとか、すごいなと思っています。そのような中で、相変わらずオレオレ詐欺や還付金詐欺といった特殊詐欺による被害が全国各地で発生しております。最近では、少し私も理解できないのだけれども、闇バイトというのはですか。何だろうという言葉など、私には到底理解できないような事例も発生しています。この小

樽もその例外ではないものと認識しています。

さて、質問なのですけれども、これらは全国的に発生していることは言うまでもないと思うのですけれども、小樽市民の被害状況として、発生件数と金額はつかめていますか。

○（生活環境）生活安全課長

小樽市の特殊詐欺の被害件数と金額につきましては、小樽警察署によりますと令和4年の速報値で被害件数は11件、被害金額は約1,100万円。被害状況の多いものとしましては、オレオレ詐欺が4件、被害金額は約740万円。キャッシュカードなどを盗み取る被害が同じく4件、被害金額は約340万円とのことでした。

○中村（誠吾）委員

そうなのですね。これ基本は民事だけれども、被害状況と私が言ったから、警察との関係になったのですね。

それで、消費者行政や関わる人たちの命題の話、被害に遭わないために、賢い消費者となるために必要な消費者啓発として、小樽市ではこの貴重な市民の財産を守るために、何か取り組んできたことの継続性と、今考えていることはありますか。

○（生活環境）生活安全課長

消費者への啓発としましては、年4回発行している消費生活情報誌「くらしのニュースおたる」で、特殊詐欺被害防止やインターネット通信販売の定期購入に関する注意喚起などを特集し、町内会への回覧として5,500枚配布しているほか、消費者庁及び国民生活センターなどの関係機関から提供された情報に基づき、消費者生活・消費者問題に関する事例や対処方法などを市のホームページで紹介しております。

また、昨年9月には市役所玄関にて小樽警察署と合同で、特殊詐欺被害防止を呼びかけるチラシの配布を行いました。

○中村（誠吾）委員

ここにあります小樽・北しりべし消費者センターには多岐にわたり様々な相談が寄せられていると思います。日々対応に当たられている相談員の皆さんには、ねぎらいの意を表してあげたいと思います。というのは何度も言いますが私も小樽・北しりべし消費者センターにいて、消費生活課といいますが、行政の立場でこちらにいらっしゃる松田委員も一緒にやっていました。相談業務を全部チェックして見ていられた方ですからよく知っているのです。それで、中には心ない事業者がいらっしゃいまして、それで相談員にとっても表現できないようなひどい態度、言動を寄せられてきて、どれほど相談員の皆さんが苦勞されてきたか、見てきました。ですから今こう言ったのです。

そこで前も聞いたのですが、最近の相談傾向についてお尋ねしたいと思います。この3年間の相談件数とその内訳、傾向をもう一度お聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

小樽・北しりべし消費者センターにおける過去3年間の相談件数につきましては、令和元年度が965件、2年度が917件、3年度が806件となっております。

内訳傾向といたしまして、直近の令和3年度で言いますと、若年層の主な相談内容につきましては、10歳未満と10歳代では、健康食品の定期購入やゲームアプリ等の娯楽サービスについての相談が多く、20歳代では賃貸アパートなどの賃貸借に関するトラブルやスマートフォンでの副業サイトのトラブルが多くなっております。

また、70歳以上で申しますと、身に覚えのない不審なメールや封書が届いたという、架空請求についての相談や光回線などインターネット通信サービスに関する相談が多くなっております。

○中村（誠吾）委員

そうですね。小樽市独自で全部分野を、ジャンル分けはなかなかできないですよ。それは国民生活センターであるとか、北海道立消費生活センターであるとか、上級機関も含めて、全国的に捉えないとこれは難しく説明の

しようがないのですよ。

いずれにしても、先ほど言いましたとおり、市民の貴重な財産を守るという覚悟ですのでどうか消費者相談体制も含めて消費者啓発も含めて、やっつけているのは分かっていますけれども、しっかりと取っていただいて、市民の財産を被害から守っていただきたいと思います。よろしく願いして、私の質問は終わります。

○高橋（龍）委員

◎パートナーシップ制度について

私からはパートナーシップ制度に関する質問です。

本市におきましては、来年1月に向けてパートナーシップ制度の導入を目指すということです。市長の本会議初日のお話の中にもございましたことから今回取り上げさせていただいているところですが、念のため申し上げておきますけれども、パートナーシップ制度とは、結婚していない異性同士や同性同士など法律上の配偶者ではないものの、一定の関係性を持っている人々に対して、婚姻関係と近い認定や、法的保護を与えるという制度であると認識をしています。例えば相続や共同生活を営む相手の医療処置を決定するということなどが可能になる場合もあるということです。

ここでまず確認なのですが、来年1月を目指して制度をスタートさせることに至った経緯について、改めてお示しいただけますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

これまでLGBT等に関する正しい知識と、理解促進のために啓発活動を実施してまいりましたが、来年度からスタートする第3次小樽市男女共同参画基本計画策定の基礎資料とするために、令和3年11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、74.4%の方がLGBTという言葉を知り、49.5%の方が性的少数者が暮らしやすい社会にするために必要な施策としてパートナーシップ制度の導入と回答していることから、一定程度の市民理解が進んでいると判断し、導入に向けて検討することといたしました。

○高橋（龍）委員

市民理解が進んだことが導入に向けて動き出したきっかけになったということで、非常に素晴らしいことだと思います。

私も調べをしたところ他市の事例では、制度を確認できたのは全国で260自治体でありました。このように、全国でも多くの自治体で導入をしている制度ですが、ひな形と言いますか参考にする自治体や情報交換を行っている自治体というのはあるのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

参考にする自治体については、道内で先行導入をしている自治体や道外で本市の取組と似ている自治体を参考に、制度設計をする予定としております。

情報交換については、情報交換とまではいかないものの、幾つかの道内の自治体から情報をいただいております。

○高橋（龍）委員

次に、制度の対象者について伺います。

本制度の対象者は戸籍上の、つまり生まれたときの性として同性であると考えているのか、あるいは異性でも使える制度とするかということで、LGBTQ+の方々のみならず、いわゆる選択的夫婦別姓を望むという方々を含む、個々の事情から入籍をせず現在事実婚の状況にある方々も対象者としては考えられると思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

制度導入の目的がLGBT等の性的マイノリティーに対する社会的理解の促進と、市民が性の多様性を認め、誰

もが暮らしやすい社会を実現することであるため、現時点ではLGBT等の方々を対象にするものと考えておりますが、これから庁内会議や市民会議を開催し、委員の方々の意見もいただいきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

私としては、ぜひ幅広い御意見を聞いていただきたいと思うのですが、本市の考え方は一旦、置いておきつつ一般論としてお聞きをするのですが、事実婚の状態からパートナーシップ制度に基づく申請をした場合、得られる権利等に関してどのようなものがあるのかということをお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

一般論としてお答えいたしますが、事実婚の方がパートナーシップ制度を利用した場合は、LGBT等の方々と同じサービスを受けることになりまして、他市の例を見れば公営住宅に入れるとか、病院で手術の同意書が書けるとか、そういうものが多いのですが、事実婚が特別に受けられる制度というのはないと思っております。

最終的に考えられるのは、事実婚の関係を解消するときに、事実婚であればお二人の間でさようならということでも解消できると思っておりますが、パートナーシップ制度を利用していた場合、解消の手続というのをその市町村、自治体に出す必要があると思っております。

○高橋（龍）委員

続きまして、本制度において効果・効力の及ぶ範囲について伺います。

まず、その効果が及ぶ範囲は小樽市内になると思いますが、確認のために伺いたいと思っております。

仮に市外に転居する場合には、どうなるかという点と、逆に別の自治体でパートナーとして認められている方々が、転居して来られた場合は改めて本市でも申請してもらおうということになるのかという点。

そして、継続申請という制度もありまして、これは連携自治体間でパートナーシップの効力を引き継げるというものだそうです。その点、継続申請、つまり広域連携の考え方としてはどのように考えておいでなのかということをお答えください。

○（生活環境）男女共同参画課長

通常は、転出するときにその市町村に転出しますという申出をしまして、転入先で転入してきましたのでまた最初からパートナーシップ制度を受けたいという申請をすることになるのですけれども、近年、制度利用者の不安や負担軽減のために制度を導入している自治体間の連携によりまして、他の自治体で発行された証明書をそのまま引き続き利用可能としている事例が見られます。

本市においても自治体間の連携を図ることを考えておりまして、制度の導入の際にはそちらも検討していきたいというふうに思っております。

ただし、全ての自治体が、自治体間の連携をしているわけではないので、連携がないところは先ほど最初に申し上げたようにそれぞれのところで手続をするような形になります。

○高橋（龍）委員

近隣で言うと、それこそ札幌市であるとか江別市などもこうした形で連携をしていると伺っておりますので、そうした近隣地域との連携というのは積極的に図っていただきたいと思っております。

ここで拡張家族ということを少しお話したいと思うのですが、聞き慣れない方もいらっしゃるかもしれませんが、近年、血縁関係に基づかない家族の形態として注目されているのがこの拡張家族。パートナーシップ制度等を通じて、社会的にも多様な価値観が認められるようになってきたことによって新たな考え方ができてきたと。シェアハウスなど、共同生活をする場を提供する住居形態というのも増えていまして、血縁関係によらない家族的なつながりが生まれているということ。さらには子供を育てるために、親や兄弟姉妹などの血縁関係に頼らない形で共同で子育てをする、コミュニティー子育てが注目を集めているということなのです。拡張家族の名前のおり、そこでは家族の概念も拡張しているということが伺えます。他方で、法的に認められる形態が限られているため、

社会制度や社会保障において課題が残されているという指摘もあるということです。

対象範囲次第で、本市でも、性的指向や恋愛感情等によらない形でパートナーシップ制度を利用するというのも考えられなくはないわけです。つまり血縁関係がない助け合いの形としてのパートナーシップという考え方も検討の余地があるのではということなのですが、こうすべきということではなくて、ぜひ多面的な議論をしていただきたいということで、こうした点について市の御見解を求めたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

先ほども答弁いたしました。まずはLGBT等の方々の生きづらさの軽減や、暮らしやすい社会にすることを目的としているので、現時点では予定はしておりませんが、今後の議論によってまた検討をしていきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

現時点で御予定がないということではあります。それは理解はしておりますので、今後の議論としてお話をいただければなというところであります。

次に、パートナーシップ制度は、根拠法のない自治体独自の制度設計ですが、本市でも条例化するかどうか検討を行うという旨の議論もあったと記憶しています。これは逆に言うと条例化をしなくても制度をつくるのが可能ということでもあります。

ここで伺いますが、条例をつくる場合とつくらない場合で、スケジュール的に変わる部分というのは出てくるのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

条例をつくる場合には庁内の例規審査委員会での審議の後、議会で御審議をいただくこととなります。その議決後に制度のための要綱等を定めるなど事務的な手続が必要になるため、審議の時間の確保が必要になるものと考えております。

○高橋（龍）委員

このパートナーシップ制度の制度設計に当たっては、法的な根拠がないと今ほど申し上げましたが、この先、有識者の方々からも、御意見をお聞きするとしても、その場においては全くのフリーハンドということではないと思っております。

少し踏み込んで伺いますが、婚姻とパートナーシップ制度を比較して、その差について御説明をいただきたいと思っております。

○（生活環境）男女共同参画課長

婚姻は相続や税、扶養などの法律上の効果が生じますけれども、パートナーシップ制度は法律上の効果は生じないものです。

○高橋（龍）委員

今の婚姻との比較についてのお答えもありましたので、これが条例化するかどうかでその中身が変わるのか、あるいは条例の有無では違いが出ないのかという点についてはいかがでしょうか。

条例がないと認められない部分みたいなものはあるのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

条例があるから特別に認められるサービスとかはないと思っております。パートナーシップ制度の導入は、現在策定中の第3次小樽市男女共同参画基本計画に位置づけておりますけれども、条例が制定されれば、より制度の根拠が強くなり、市民への周知や、市民の認識が深まるものと考えております。ただ一方で、今後、この制度を運用していく上で、様々な変更点が生じることもあると思うのですけれども、その際、条例であれば議会へ提案して審議していただくという時間を要しますが、条例によらない場合は市の内部規定として、必要に応じてスピード感を

持った対応が可能になると考えております。

○高橋（龍）委員

この間、同性婚等に関して、全国では国を相手取った訴訟も提起されて、札幌地方裁判所の判決というのも取り沙汰されていきました。その判決自体を見れば、訴訟を起こした原告側の敗訴でありましたが、その内容からは実質勝訴とも言われています。どういうことかということ、この訴訟は形上、損害賠償を求めているものの、実際に重要なのは同性婚をめぐる憲法の解釈として、同性婚が認められていないのは憲法第14条第1項の法の下での平等に反するということが初めて司法の判断としてなされたからです。判決文の中の理由において、憲法第24条中の、両性の合意などの文言にある両性というのは男女を指すものであるというふうに判断されました。

しかし、それをもって同性婚の法制化を禁止される規定が憲法上存在するわけではないと。むしろ同性愛者のカップルが婚姻できないことで、異性愛者が婚姻で得られる利得を享受できないということが憲法第14条第1項における法の下での平等に反するという判決で、これは非常に理解できるものです。もちろん様々なお考え、御意見もあつてしかるべきとも思いますが、例えば、パートナーシップ制度があるなら同性婚を法律に定める必要はないという声も聞かれます。

この点についても、札幌地方裁判所の判決も含めて、私の見解も交えて少しお話をしたいのですが、現行の婚姻、異性婚について少し目を向けますと、事実婚に対する各種制度や遺言、契約という公的な手法があってもなお、婚姻制度が存続していることからやはり婚姻によってのみ享受できる制度的あるいは心理的な利得があると介される。つまり、婚姻を完全に代替できる制度は存在していないということになります。そうすれば、異性愛者が性的指向に逆らうことなく享受できる婚姻制度の恩恵を、同性愛者は受けられない、それが法の下での平等に反する、だから法制化をするべきというロジックが成り立つわけです。さらに先ほど申し上げたことの逆で、同性婚の仕組みができればパートナーシップ制度は要らないという議論も生まれてくることと考えます。

これは先ほど問うた選択的夫婦別姓を望む方々のパートナーシップが認められたとき、事実婚の状態と比較してどのような権利を保護できるのかということにつながってくるわけです。同性婚も選択的夫婦別姓も国として認められることがもちろん望ましいと考えていますが、一足飛びにはまいりません。気の早い話で申し訳ないのですが、先に課題提起をすることにも意味があると思いますので、最後の質問です。

仮に今後、同性婚が法制化された場合、パートナーシップ制度というのはどうなるのか。できれば制度導入のその先も考えて設計をするべきで、それは対象者をどうするのかという議論にもつながってくると思うわけです。現時点での考えをお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

現時点では法制化の内容がどのようになるか分からないので、その内容が明らかになった時点でパートナーシップ制度の必要性について検討するものと考えておりますが、対象者を広めることにつきましては、今後の状況や皆さんからの要望、他市の状況を踏まえて、その時点で検討していきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

現時点でなかなか決まっていないことをお聞きしてしまって大変失礼いたしました。

本日の議論の中では、極端な例もお出ししましたが、家族の概念というのは、かつてと比較して確実に変わってきていることからあえて申し上げました。同性婚を認めれば社会が変わってしまうという言葉が波紋を呼びましたが、そもそも社会は変わっていくものであり、むしろこの件については現状を見るに社会は既に変わっていて、制度のほうが遠いという状況です。まさに小樽市で多様な生き方を選択できるようなまちであってほしいということをお願いながら、単に同性婚が法制化されるまでの代替案のようなパートナーシップ制度ではなくて様々な観点で議論が深まることに期待をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○川畑委員

◎ふれあいパスについて

私からはまず、ふれあいパスについて質問いたします。

ふれあいパスの見直しに当たっては、令和2年に、事業対象者の増加がピークを迎える令和5年度に向けて、事業費がおおむね1億5,000万円で推移するよう、適宜、検討を重ねながら将来にわたって持続可能な事業として継続したいとして令和3年4月から回数券購入制限などが始まりました。

ふれあいパスの利用者からは数々の要望が届いております。そこで、本定例会の代表質問でふれあい回数券の購入制限などに対して見直しを取りやめていただくために質問させていただきました。

その質問の答弁の中で市長は、対象者の増加やそれに伴う事業費の負担に鑑み、将来にわたり制度を持続できるように見直しを行ったものであるため、当面は現制度の内容を維持していくと、そのように答えていただきました。

そこで少し疑問にあるのが答弁にあるその当面というのは、いつ頃を予定しているのか。

また、どんな状況になれば見直しが検討されるのか、お知らせいただきたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

ふれあいパス事業の見直しにつきましては、今までも数年にわたりまして皆さんと勉強会や議会の中でも議論いただいて、令和3年度に見直しをさせていただいたものでございます。コロナ禍もございまして、実際の利用者とかその辺が、なかなかまだつかみ切れていない、制度自体がまだ安定していないと言ったらいいのかどうか分かりませんが、そういう部分もございまして、そういう意味でも当面はこの制度自体を維持したいというふうにお答えしているものでございます。

見直しのきっかけになるものがあるとなれば、運賃の改定ですとか、路線変更、もともとのふれあい回数券の取扱いの変更など、そういうものが出てくれば検討はしていかなければならないのかと思ってございます。

○川畑委員

運賃の改定とか、そういうものがあれば検討しなければならないというわけですね。

今、北海道中央バスも減便している中で、こういう状況は私たちも検討すべき材料だと思っているところです。

ふれあいパス事業費は、2022年度予算では約1億7,220万円でした。そして2023年度は約1億9,045万円。この差額が約1,825万円が増加しているわけですが、その要因についてお聞かせいただきたいと思います。

最初に、令和3年度と4年度のふれあいパスの対象者数をお知らせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

ふれあいパスの対象者数につきましては、年度当初時点でその年度中に70歳になる方もカウントした形で、集計してございますけれども、そちらをお答えします。

令和3年度につきましては3万9,893人です。4年度につきましては3万9,089人です。

○川畑委員

同じ年度で、ふれあい回数券、要するに12枚綴の回数券の販売冊数についてお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

販売冊数につきましては、令和3年度は販売冊数が13万260冊。4年度につきましては、現時点では令和5年1月末までで集計しているところでございますけれども、販売冊数は10万4,858冊でございます。

○川畑委員

同じく、事業費の金額についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

総事業費で申し上げますと、令和3年度につきましては約1億7,768万3,000円でございます。4年度は決算見込みというふうになりますけれども、こちらにつきましては約1億9,004万5,000円でございます。

○川畑委員

ふれあいパスの対象者、要するに70歳以上の方は約800人減少しているようです。しかし、回数券の販売冊数は、令和5年1月末時点で10万4,858冊。これは1月末現在ですから、私は昨年の回数券販売実績を基にして2月と3月の分を見込んで見ました。昨年の2月3月でもって約2万冊ほど増えているわけで、それを見込んで12万4,858冊と見ました。昨年度の13万260冊と比べると、令和5年度の販売冊数は約5,000冊増にとどまる見込みであります。そして事業費については、約1,236万円増えています。

対象者と購入回数券は若干減少していますが、事業費は増えているのですが、この状況をどのように捉えておりますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今、御質問の対象者や購入冊数は減っているけれども事業費が増えているという部分でございますが、総事業費の増につきましては、実際、人の動きが令和3年度までは緊急事態宣言とかまん延防止等重点措置とかがありまして、人の入替えみたいなものがあつたけれども、4年度はそういうのがなくて、人の動きが出てきて、単純にその対象者数が減ったとか回数券の購入が少し減っているという部分とは必ずしも一致しないで、人の動きが出ているのかという部分と、JR無料乗車券につきましては少し交付数が増えてきている傾向がございますので、そういう意味ではトータルの事業費が増えてきているものと考えてございます。

○川畑委員

要するにコロナ禍ではなかなか表に出ない状況であつたけれども、実際にはもっと出たいという、そういうことを望んでいる人が増えていると捉えていいと思うのです。

私も共産党は、ふれあいパス制度の年間12冊という、購入制限をなくすためにどれくらいの予算が必要かいろいろ調べてみました。購入制限をなくすためには約7,230万円あれば実現できるわけです。対象人数もピークに来ており、これからは対象者も減る可能性もあります。引き延ばしするのではなくて、回数券の購入制限をやめるべきだと思うのですが、そういう検討をお願いしたいと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

冊数制限をなくすことも見直しの一つなのかもしれないですけれども、冒頭でも御答弁させていただきましたけれども、この制度は見直しさせていただいてまだ2年というところで、今コロナ禍がようやく少し終わりがけているのかなという感じの中で、事業の今後の動きとかその辺はまだ見えない中でございますので、現時点では購入冊数の制限をなくすという部分の検討については考えてはございません。

○川畑委員

この項の最後に、私も代表質問の中で市民が利用しやすい制度にするために、検討してほしいという話をしたのですが、その点では、例えば札幌市で行っているSAPICAとか、そういうものに便乗するというのはどうなのか、改めて検討してもらう時期にきているのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

今例えばSAPICAでということでお話ございましたけれども、過去の勉強会におきましても、ICカード化したらという議論はさせていただいたものと考えてございますけれども、現在のふれあいパスの考え方を、そのままICカード化を導入するというか、SAPICAの導入を例えばした場合、事業者のシステムの開発ですとか、あと、パスの車載器の入替えなど、正確な見積りとかは出してはいないですけれども、多額の費用が、億単位での導入費用がかかるものだと、そういう見込みであるということは勉強会においてもお伝えしていたかと思えます。

将来的に見直しを行うような際は、制度の継続性や公平性に加えまして、利用者にとっても分かりやすく、かつ利用しやすいような形で検討していく必要があるとは考えてございます。

○川畑委員

◎国民健康保険について

国民健康保険料について伺います。

令和4年度と5年度の比較でもって被保険者数が5年度は902人減少しているわけですが、北海道へ支払う納付金が5年度は約5,242万円増えています。この増えている理由について説明願います。

○(福祉保険)保険年金課長

増加の理由につきまして、道は北海道全体として、コロナ禍明けによる医療機関への受診の増加などによる、医療費の増加、北海道全体の所得動向などの影響による国からの普通調整交付金の減少、あと、後期高齢者支援金などの増加など、複合的な理由として増加の理由を説明しております。

○川畑委員

北海道への納付金が引き上がることに對して、小樽市はどんな対処を考えておられるのですか。

○(福祉保険)保険年金課長

北海道への納付金に対しまして、そのまま保険料を試算しますと1人当たり保険料が対前年度予算時と比較して6,400円も上がってしまう結果となりました。そのため、令和5年度は負担の激変緩和のため、基金から5,000万円の繰入れを行い、1人当たりの増加を3,955円に圧縮したものであります。

○川畑委員

保険料率の賦課割合の見直しにおいて所得割が2ポイント下がって均等割、平等割は2ポイント上がっているようです。これによって、国民健康保険加入者の低所得者は負担が大きくなるのではないかと思うのですが、その辺について説明してくれますか。

○(福祉保険)保険年金課長

御指摘のとおり、所得割を下げまして均等割、平等割を上げますと、こういう賦課割合の変更を行いますと、所得に関係なく1人当たり、1世帯当たりの保険料の割合が高くなるので、結果的に所得の低い方への負担が大きくなってしまいます。

ただ一方で、本市の保険料が他都市と比較しまして、まだまだ被保険者の所得に応じて賦課される所得割の割合が大きい形になっております。低所得者の保険料が低く抑えられていますが、反対に、中・高所得者の保険料は非常に高い状況となっています。さらに令和2年12月に改定されました北海道国民健康保険運営方針におきまして、令和12年度をめどに道内どこの市町村でも所得や世帯構成が同一であれば、同じ保険料となるよう統一した保険料率を目指すことが示されまして、北海道が示す標準保険料率賦課割合に近づけていく必要が生じました。

こうしたことから賦課割合の変更はやむを得ないものと考えております。

○川畑委員

統一した保険料率にするために、低所得者の保険料も高くなるのはやむを得ないというふうに、今私は受け止めたのですが、小樽市民は低所得の人が多いのです。国民健康保険の加入者はもちろん、そういう点では低所

得者が多いわけですから、そこに十分な配慮をしていく必要があると思うのです。

それで、令和5年度国民健康保険事業特別会計の説明では、道の標準保険料率に近づけるために、令和12年度までの8年間で所得割を9ポイント下げ、均等割、平等割を引き上げるとあるのですが、8年間で9ポイントとなると年に1ないし2ポイントになるわけです。なぜ、令和5年度に2ポイントにするのか、その辺の理由についてお聞かせください。

○（福祉保険）保険年金課長

現状では、令和5年度から12年度までの8年間で所得割を9ポイント下げ、均等割、平等割を引き上げる必要があります。どこかの時点で2ポイント変更する必要があります。そのため、保険料の激変緩和のため今回基金から5,000万円の繰入れを行う、この令和5年度が変更割合の負担の激変緩和につながると考えまして、今回判断しました。

○川畑委員

先ほど答弁の中にあったのですが、1人当たり保険料が昨年度の当初予算では8万7,986円でした。令和5年度は9万1,941円に引き上げられるわけです。約4,000円の引上げになるわけです。これだけ保険料が引き上げられると受診を控える人が増えて重症化とか、より一層医療費の負担が大きくなるのではないかと心配するのですが、その辺についてはどういうふうに考えているのですか。

○（福祉保険）保険年金課長

保険料の負担の増加は、可処分所得の減少の要因になるものと考えています。ただ、そのことが直ちに医療機関の受診抑制につながるものではないと考えておりまして、医療費負担が大きくなるものとは考えておりません。

○川畑委員

今そういうふうに答えていただいたのですが、実際には私ども市民は、今の諸物価の値上げが大きな負担で、病院へ行くこと自体も控えているというのが実情だというふうにいるいろいろな声が聞こえてくるわけです。その辺は心配ないようなことではなくて、むしろその辺も配慮していく必要があるのだらうと思います。

それで、先ほどの保険料の引下げでもって、激変緩和のために5,000万円を基金から投入するとして答弁がありました。基金から投入せずに、納付金の増額を保険料に反映させることになれば1人当たりの保険料が6,400円増えることになるという話です。5,000万円を投入することによって3,900円の増に抑えることができると説明していますが、3,900円の増は国民健康保険加入者にとって大きな負担になるわけです。

昨年と同額くらいに保険料を抑えるためには、基金からの繰入額はどのくらいになるのかお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）保険年金課長

1人当たり保険料を前年度並みにするのに必要な繰入額につきましては、概算なのですが、概算なのですが、現在予算計上しております5,000万円に加え、さらに約8,000万円が必要となります。

○川畑委員

そうしたら5,000万円と約8,000万円で約1億3,000万円が必要になってくるということですか。

せめて基金から1億円の繰入れをして、緩和するということが必要ではないかと思うのです。ぜひ負担軽減を図るべきだと思うのですが、1億円を繰り入れた場合、基金残高の見通しについて説明してくれますか。

○（福祉保険）保険年金課長

5,000万円の基金繰入れを行った令和5年度末の基金残高は約2億3,000万円です。仮に1億円を繰り入れた場合、令和5年度末には約1億8,000万円の基金残高となり、とうとう2億円を切るということになってしまいます。今後の国民健康保険事業特別会計の安定的な運営を行うには、少し不十分な額になってしまうと考えております。

また、仮に令和5年度に1億円の基金を投入しまして、激変緩和を図ったとしても、その翌年度の保険料は

逆に大きく上がってしまうことから1億円の基金投入は難しいものと考えております。

○川畑委員

昨年の第1回定例会で我が党の質問に対して市長は、一般会計からの法定外繰入は解消・削減すべきとされていること、そして保険者努力支援制度においても交付金が減額になる可能性もあることから、一般会計からの繰入れは考えていませんと答弁しているわけです。

しかし、国民健康保険は協会けんぽなどと違って、事業者負担がないわけです。ですから国や自治体が助成する以外に方法はないと思うのです。したがって、今後会計が不足となるのであれば一般会計から繰入れをしていくべきだと考えるのですが、その辺はどうですか。

○（福祉保険）保険年金課長

一般会計からの法定外繰入につきましては、繰り返しになってしまうのですが、北海道国民健康保険運営方針においても決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入は解消・削減すべきとされております。また、保険者努力支援制度においても交付金が減額になる可能性があります。このことから一般会計の繰入れは現在考えておりません。

○川畑委員

毎度同じ答弁で進歩がないのですが、全国知事会でも政府に国民健康保険の公費負担を働きかけているわけです。これまでも市の答弁では全国市長会などを通じて国に公費負担の増額について要請していきますと、そういう答弁をされているのですが、しかしながら、なかなか成果につながっていないというのが現状だと思うのです。

ですから改めて申し入れます。本市から国や道に積極的に働きかけて、国民健康保険財政のさらなる公費負担を求めていただきたいと思うのですが、その点についてはどのような見通しを持っていますか。

○（福祉保険）保険年金課長

国民健康保険財政のさらなる公費負担を国や道に求めることにつきましては、国民健康保険制度を安定的かつ持続的に運営するためには、国民健康保険財政基盤の強化・拡充は不可欠なことと考えております。当然、要望とかは必要と考えておりますけれども、現在の国民健康保険の財政運営というのが都道府県化されている関係もありまして、どうしても小樽市独自というより、これまでと同様にはなってしまうのですが、本市としても、全国市長会などを通じた形で国に公費負担の増額について要請していきたいと考えております。

○川畑委員

国民健康保険の問題で最後に一つお聞きしたいのですが、出産育児一時金の引上げが全国一律で42万円から50万円に引き上げられております。

本市の予算計上において、対象予定者は何人おられるのか、何人で計上されているのかお知らせいただけますか。

○（福祉保険）保険年金課長

過去の実績でいきますと、出産育児一時金が、令和2年度が51件、3年度が39件と推移しております。それで5年度予算としましては、予算でありますので、ある程度の余裕を考慮して48件と試算して、予算計上しております。

○酒井委員

◎保育士等就労定着支援事業費補助金について

保育士等就労定着支援事業費補助金について伺います。

本制度は課題となっている保育士不足の解消に向けた事業というふうに理解をしております。他自治体でも類似の事業を行っており、事業実施そのものについては評価をいたします。一方で様々な課題が見つかっております。

そこで、まず制度の概要について伺いたいと思います。制度の趣旨を説明してください。

○（こども未来）子育て支援課長

この事業ですけれども、入所待ち児童解消のために保育士等の人材を確保しまして、その人材の定着や離職の防止を図ることを目的に市内の民間保育所等に新たに就労された保育士等に対しまして、就労年数に応じた支援金を交付するものとなっております。

○酒井委員

それでは同様に支援内容について説明してください。

○（こども未来）子育て支援課長

令和5年4月1日以降に採用された方、就労された方に対しまして、就労1年目に10万円、3年目に20万円、6年目に30万円の支援金を支給する内容となっております。

○酒井委員

また同様に、対象となる方はどのような方なのか説明してください。

○（こども未来）子育て支援課長

対象ですけれども、令和5年4月1日以降に市内の民間保育所等に就労された保育士等で勤務時間が1日6時間以上かつ20日以上であること、雇用期間が1年未満ではないこと、勤務する施設の施設長や役員ではないこと、市内の保育施設等を退職して1年以内の再就職ではないこと、過去に本支援金の交付を1度も受けたことがないこと、以上の条件を全て満たす方を対象として予定しております。

○酒井委員

概要について一通り説明されたわけでありませう。

しかし、ここで問題となるのは、現在就労されている方の処遇改善にはつながらないということでありませう。先ほど説明されたとおり、新たに職に就いた、2023年4月1日以降に就労した方ということであるところでありませうけれども、あまりにも狭過ぎるのではないかとおぼやかす。

それでは、札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業は、本市の制度と比べて勤続年数についてどのようなになっているのか、もし御存じでしたら紹介していただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

札幌市の制度でございますけれども、札幌市は3年、6年、9年勤めた方に支給してございます。

内容としましては、毎年4月1日を基準日として、その施設における勤続年数が3年以上、6年以上、9年以上となる方に対しまして、3年給付金、6年給付金、9年給付金として、それぞれ10万円を支給するといった内容と承知しております。

○酒井委員

御説明されたとおりそれぞれの勤続年数を経過するものを対象としているわけでありませう。

何人かの現役保育士にお話を聞きました。何らかの処遇改善すると思っていた。だけれども、新規就労のみだったら保育士不足の解消にはならないではないかというふうな話も伺ったわけでありませう。いかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

今回の事業の目的ですけれども、入所待ち児童を解消するための保育士を確保するということございまして、現状で入所待ち児童が発生している主な要因は、現状の保育士の数では子供の受入れができないということにございませう。

したがって、受入れのためには今よりも保育士の数を増やさなければなりませんので、市外市内問わず新たに就労していただく保育士を確保するために新規就労者を対象にしたところございませう。

○酒井委員

現在、小樽市内の保育所に就労されている方が対象にならないわけでありませう。

それであれば、今さらこの小樽に残っているよりも札幌市などの施設のほうに住む点についてはいいからと言って移ってしまうことは想定されないでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

これまで、この保育士確保策の実施に向けて様々な調査や検討をしてまいりました。その中で昨年、市内の民間保育所等にここ3年以内に就労した正規職員の保育士全員に、34名ほどいるのですけれども、実際にお会いしてヒアリングを行っておりまして、例えば一時金で20万円支給するとして、他のまちの保育所を選んでいるか、今の保育所から移るかということも聞いてございます。回答で一番多かったのが、そういった一時金をもってほかの保育所を選ぶことはないというのが一番多くて、そういったもので選ぶというのは僅か3名でございました。

中には、どちらとも言えないという回答もございましたけれども、既に市内の保育所に勤めている方の主な意見としまして、職場の雰囲気ですとか、人間関係を重視する、給与面などでみると今の勤務場所より高いところはありますけれども、評判の悪い施設もあるので金銭面だけで移ることはないといった声がございました。これ以外にも、就職前であればこういった一時金のことを考えて選んでいたかもしれないという声も確かにございました。

こういったヒアリングを通じて分かってきたことですが、やはり保育士になられている方は、子供が好きでその施設の保育理念に共感して、人間関係や雰囲気がいいからそこで働きたいから働いているという方が大半でしたので、中には札幌で働きたいから札幌に移るとい方もいるかと思いますが、先ほどお話ししましたとおり今回の事業が対象にならない、支援金がもらえないからということを経由に、札幌に移ってしまうという事例はあまり想定はしておりません。

○酒井委員

そうはいつでもですよ、お話された方はやはり言っていました。確かにそのとおり、理念を持って働いているのだということ、誇りを持って働いているのだということをお話してはいたけれども、それでもやはり大変ですよという話は率直にされるのです。アンケートやヒアリングの中でお金を目当てにやっていますかなどと聞かれた場合には、そうではありませんと答えるのは当たり前ではないですか。だからその辺のところをしっかりと把握してほしいと思うのです。

そこで例を挙げたいのです。現在対象とならないことから、例えば札幌市の保育所に転職されたとします。そして転職して1年後、小樽市の保育所に転職するという場合には本制度の対象となるのかお伺いしたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

その事例は対象になります。

○酒井委員

ところで、小樽市子ども・子育て会議で提出されていた保育士確保策比較検討一覧、これにはどのような事業が示されているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

道内他都市で主に実施されている事業、一時金の支給、処遇改善手当の支給、家賃の補助、奨学金返還の支援、この四つの事業をお示ししまして、それらについての御意見を伺っております。

○酒井委員

そういったものを参考にしながら総合的に判断した結果が、この事業だということに理解してよろしいでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

先ほどお話しした四つの事業の事例を元に、子ども・子育て会議の委員の皆さんの意見ですとか、施設長へのアンケート調査、それと先ほど申しました保育士へのヒアリング結果などを参考にしながら検討を行いまして、今回の事業を提案させていただいております。

○酒井委員

私は中途半端な制度だと率直に思います。例えば就労1年目ということで比較すれば、北広島市、ここでは、きたひろ手当と言っているようでありますけれども、祝い金として30万円支給すると。以降勤続年数ごとに月額5,000円から1万円支給すると、こういった制度だと聞いております。

新規だけに恩恵があるのではなくて、既存の保育士等にも支給する。これがやはり不公平感なくかつ保育士確保につながるとは思いますけれども、いかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

今、事例にありました北広島市では毎月、手当を支給する事業も実施しておりまして、既存の保育士への不公平感にも配慮した内容となっておりますけれども、先ほども申し上げましたが、本市の事業は入所待ち児童を解消するために保育士の数を増やしたいというところを目的としておりますので、新規就労者だけを対象にしてごさいませぬ。

当然、確保策はあらゆる側面から実施したほうが効果が出る可能性はあると思いますけれども、そのためにはある程度の財源も必要になりますし、北広島市のような毎月の手当支給となりますと、試算はしてごさいませぬが相当な額が必要になるものと思われませぬ。本市では今回の事業のほかにも、子育て支援の関係では保育料の引下げですとか、保育環境改善のための保育所のICT化事業なども提案させていただいております。限られた財政状況におきまして幅広く子育て支援策を行っていくことが重要でございませぬので、全てというところではごさいませぬが、保育士確保策においては新規就労者を対象にした内容の事業で提案させていただいておりますので、御理解いただければと思ひます。

○酒井委員

私は子育て支援策では、少なくとも札幌市の制度を下回ることはあつてはならないと思ひております。新規就労者に対しては、ある意味札幌市でも手厚い、札幌市は3年、6年、9年ですから、3年にならなかつたら当たらない。だけれども、現在就労されている方に対しては何の処遇改善にもなっていないわけでありませぬ。

現在就労されている方が、小樽市にこれからも住み続けられる処遇改善を行うべきだと私は思ひております。引き続き、他自治体の保育士等処遇改善について情報収集や研究に努め、かつ保育士等の意向を把握することに努めていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

基本的な考え方としまして、全国的な保育士不足の状況でございませぬので、地方で処遇改善を行つて競い合つていくのではなくて、基本的に処遇改善は賃上げの話になりますので、根本的には国のほうでやっていただきたいというふうにごさいませぬ。

その中で市内の保育士の確保状況を注視しながら、委員のおっしゃられるとおり情報収集などにも引き続き努めていきたいなというふうにごさいませぬ。

○酒井委員

ここで言うのはやめようかと思つたのだけれども、国が行うものと言つたから少しかちんときたのです。国が行うものと放つといっているからどんどん小樽から人がいなくなつてはいるではないですか。そして、それにもかかわらず、石狩管内、北広島市ですとか、江別市ですとか、石狩市ですとか、そういうところは自然減はしたけれども、思つたほど社会減はしていないという実態がある。国がやらないものだから小樽市がしっかりやらなければならぬという立場に立つてほしいと私は思ひます。

◎小樽市立病院について

次に、小樽市立病院について伺ひます。

以前も、患者用Wi-Fiの検討を進めてくださいということでお話ししました。現在の進捗状況はどのようになつて

いるのかお伺いをいたします。

○(病院)事務課長

患者用Wi-Fiの設置につきましては、現在、医療機器で使用している電波や院内で使用している医療用携帯電話などの電波と干渉しないかどうかの調査を予定しております、調査後できるだけ早期に導入できるように進めているところであります。

○酒井委員

早期に進めるということでよかったなと思うのですけれども、その一方で、私は新年度予算でそのお金がつけられるのかと思っていましたから、まだあと1年待たされるのだと思って少しがっかりしたわけであります。

最近、ニュースがありました。小樽協会病院で1月23日からWi-Fi接続サービスを導入したと。中身を見ますと、外来患者用と入院患者用がありまして、外来患者用は1回の接続につき60分利用可能で無料。そして入院患者用は、1日、1週間、2週間、4週間、それぞれありまして、1日が250円、4週間だと3,000円という形で病棟エリアで使えるという形となっております。

どういったシステムを使っているのかと思って私もちらっと見ましたら、そこではHospital Pay Wi-Fiというものを使っているようであります。そこでは、帯域制限のありなしですとか、様々なものを使ってお金がなるべくかからないようにしてやるという形で出ておりました。

こういった情報を聞いた所感をお示してください。

○(病院)事務課長

今、小樽協会病院で実施しているWi-Fiサービスにつきましては、設置に係る導入費はかからないような形になっていまして、全て患者が負担するという事業で進めているかと思えますけれども、小樽市立病院でもこれについては使えるかどうか検討し、そうなった場合には患者の負担が多分、今の話でありますと、1日250円、1週間で1,000円、2週間で1,800円、4週間で3,000円とかなりの額にはなりますので、そういう面を含めて検討したいとは考えております。

○酒井委員

前にお話ししたときに、イニシャルコストの面では全部そのまま新しい回線をつくるという形になるのですごく難しいだろうと。現在、小樽協会病院で行われているサービスの中では医療用Wi-Fiを活用するみたいです。その中でネットワークへの悪影響を最大限考慮して、あえて電波強度や通信速度に制限を加えるという形で行っているということであります。中身を見ましたら、具体的に金額も書かれておりました。その中で見ると、患者には負担があるけれども病院としては負担がないみたいな形だったり、逆に病院でも一定額負担するようなプランだったり、いろいろあるみたいでありました。

ただ、私は例えば、今の食堂のところとか、もしくは1階ですとか、一定の場所でやる場合というもので、1日60分以内ですとかということでしたら、さすがに無料にしなければいけないのかと思うけれども、そうではない患者用という形で、使える形にする場合には、現在もテレビカードなどを買っているわけですから、一定程度を負担するということについては当然あるべきことなのかなと思っています。

少なくとも、このWi-Fiについて新年度中には方向性を示して、そしてこういったもので実施していくということを明言していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(病院)事務課長

導入の時期については、お示しすることはできませんけれども、電波調査実施後、早急に導入できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、利用できる場所につきましても、今ありますセブンイレブン前であるとか、外来周辺の利用というのも検討してまいりたいと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の充足状況について伺いたいと思います。

前回の委員会で、セラピストの充足状況についてお伺いいたしました。現在の状況について、どのようになっているのかお伺いいたします。

○（病院）事務課長

充足状況ですけれども、欠員となっております言語聴覚士につきましては、昨年の12月に採用試験を実施しまして、今年の4月から2名採用することとしております。それによって、言語聴覚士の欠員については解消される予定です。

また、理学療法士、作業療法士の人員につきましては、定数上は以前から充足しているという形になっており、また、診療報酬上も、人員の配置基準というのは満たしている状況になっております。

前回の定例会も、予算特別委員会のときにリハビリテーション科の職員が新型コロナウイルス感染症の陽性や濃厚接触者、また、育児休業などにより休務が重なっておりまして、人数が少なかったという状況になっておりましたけれども、最近では育児休業者1名を除きまして、そういうものは解消されている状況になっております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。